

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な 仕組みの検討の背景及び検討内容(案)

I 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度の 検討の背景及び検討内容

1 基本的な考え方

(1) 制度検討の背景

○民間部門における個人情報保護法改正の背景

- ・ 情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となったこと。
- ・ こうした技術的発展が、新産業・新サービスの創出や諸課題の解決に大きく貢献することが期待。
- ・ パーソナルデータに関し、個人の権利利益の侵害を未然に防止しつつ、国民の安全・安心の確保と新産業・新サービスの創出のための利活用を実現するための仕組みの導入が期待。
- ・ 平成 27 年の個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)の改正等による匿名加工情報(個人情報を特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報を復元できないように加工したものについて、「匿名加工情報」と定義し、民間事業者等に対する識別行為の禁止等の必要な措置を設けることにより、個人の権利利益の保護に支障のない形でパーソナルデータを利活用できるようにするもの)の仕組みの導入し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進。

○国の行政機関、独立行政法人における対応の背景

- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)では「行政機関(又は独立行政法人等の事務及び事業)の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的。
- ・ 公的部門においても、民間部門と同様、個人情報をより特定個人を識別できないように加工したデータを、より幅広い提供先に、提供することを期待する動きが見られ、こうしたデータについて、利活用の知見を深めていくとともに、安全を確保しつつ更に利活用の動きを進められるような施策が期待されていることや、公的部門において民間部門と同様の仕組みが整えられていなければ、データの分析に際して大きな支障となってしまうとの懸念も考えられることから、行政機関等においても匿名加工情報を導入し、民間部門の匿名加工情報を規律する個人

情報保護法と相まって、「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現」にも寄与することが求められている。

- ・ こうした状況を踏まえ、公的部門のデータの利活用の対象や範囲を適切に定め、提供時等における規律を課すこと等を前提として、非識別加工情報の仕組みが導入された。

○地方公共団体における非識別加工情報の仕組の導入の取組

- ・ 国の行政機関の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用は、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものであるとされており、これは地方公共団体の保有する個人情報についても同様。

- ・ 官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、地方公共団体においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障が生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当。

- ・ 非識別加工情報の仕組みを導入する目的が官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報・非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが望ましい。

- ・ このため、地方公共団体においては条例改正等により非識別加工情報の仕組みを導入することとし、平成 29 年5月に個人情報保護条例の改正に係る留意点等に関する技術的助言を実施。

○医療情報に関する匿名加工医療情報の仕組の導入

- ・ 医療情報については、医療分野の研究開発に資するため、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するための、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)が、平成30年5月より施行。

- ・ 同法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法、条例と適用される法的な枠組みの相違に関わらず、医療情報の一体的な利用の促進が図られることとなる。

(2) 現状と課題

○民間部門の制度の運用状況

- ・ 平成30年3月31日現在で、300社以上の事業者(医薬品分野:約80社、小売業分野:約30社、金融保険分野:約10社)が匿名加工情報の作成等を公表し

ている。

○行政機関等の制度の運用状況

・平成 29 年度においては、19 行政機関及び 122 独立行政法人等において、提案の募集が実施された(提案の募集対象となった個人情報ファイル数:行政機関 283 ファイル、独立行政法人等 1,649 ファイル)。当該募集に対する民間事業者からの提案はなかった。

○非識別加工情報に係る条例改正の状況等

・平成 29 年度中に条例改正を行った地方公共団体は5団体であり、その他の団体においては、国等の実績等を踏まえて検討を進めることとしている団体も多い状況。

・5団体のうち、非識別加工情報の仕組みの運用が開始された団体に対しては、事前相談があったが、非識別加工情報の提供には至らなかったところ。(別紙参照)

○地方公共団体における非識別加工情報の活用事例の整理

・地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会(以下「平成 29 年度検討会」という。)でも指摘されているように、現状において、非識別加工情報等に関する活用事例が少なく、非識別加工情報の活用によって、新たにどのような産業が創出されるのか、どのようなメリットがあるのか明らかではないため、データを活用する民間事業者、非識別加工情報を作成する地方公共団体、住民等において、非識別加工情報等に関して十分に理解が進んでいない状況。

・まずは、非識別加工情報の活用事例を整理しつつ、仕組みの周知や情報提供を進める必要。

・本来であれば、民間事業者のデータ利活用の具体的なニーズを踏まえつつ、活用事例を整理することが望ましいが、現時点ではそこまでの状況に至っていないことから、国において想定される活用分野等を整理する必要。

(3) 検討の方向性

○より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討

・平成 29 年度検討会の報告書の内容を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、国の行政機関等の非識別加工情報等の動きを踏まえつつ、個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出等の状況を勘案した上で、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担

軽減についての検討を進める必要。

- ・「規制改革実施計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において「地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。(中略)立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論定を整理し、結論を得る。」等とされている。

2 基本的な枠組み

(1) 地方公共団体とは別の組織による利用者ニーズを踏まえた効率的な加工

- ・平成 29 年度検討会の報告書の内容を踏まえ、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みを検討。
- ・この場合、民間事業者のニーズに合致した非識別加工情報を作成・提供するため、民間事業者からの提案に基づき地方公共団体の個人情報の提供を受けて、非識別加工情報を作成することとし、当該作成組織の事業目的や適切な能力等に関する基準を定め、必要に応じて国が認定する仕組みを検討。

(2) 実効性ある制度運用の確保

- ・事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置。

1. 地方公共団体の条例改正及び提案募集の状況について

【平成29年度中に個人情報保護条例の改正を実施した団体】

鳥取県・和歌山県・愛媛県伊方町・宮崎県五ヶ瀬町・宮崎県川南町

【条例改正団体の提案募集状況】

平成29年度)	鳥取県	平成30年3月提案募集実施
平成30年度)	和歌山県	平成30年7月提案募集実施
	鳥取県	平成30年秋頃実施予定
	愛媛県伊方町、宮崎県五ヶ瀬町、川南町	平成30年度内実施予定

2. 地方の非識別加工情報の活用事例の整理について

地方公共団体の非識別加工情報の利活用の事例について、調査研究を実施予定。